

2019年11月7日

株式会社山口フィナンシャルグループ

## 自己資本の構成に関する開示事項（2019年9月期自己資本比率・バーゼルⅢ基準）

（平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第五号）

（単位：百万円、％）

CC1: 自己資本の構成（銀行連結・持株）				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		当中間期末	前中間期末	別紙様式 第十四号 (CC2) の 参照項目
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目（1）				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	589,958	565,999	-
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	108,655	108,986	-
2	うち、利益剰余金の額	498,698	481,238	-
1c	うち、自己株式の額（△）	14,332	21,473	-
26	うち、社外流出予定額（△）	3,063	2,750	-
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-	-
1b	普通株式に係る新株予約権の額	127	208	-
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	65,554	89,159	-
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	52	87	-
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	655,692	655,455	-
普通株式等Tier1資本に係る調整項目（2）				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	8,305	8,507	-
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	2,415	2,770	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	5,889	5,736	-
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	32	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 1,058	247	-
12	適格引当金不足額	-	587	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	2,902	3,236	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	27,657	32,331	-
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	2	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-	-	-
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）	37,843	44,909	-
普通株式等Tier1資本				
29	普通株式等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	617,849	610,546	-

その他Tier1資本に係る基礎項目 (3)					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	-
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	1,706	1,413	-	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	
33	うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	-	
35	うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-	-	-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,706	1,413	-	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	
42	Tier2資本不足額	-	-	-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	-	-	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 ( (ニ) - (ホ) ) (ヘ)	1,706	1,413	-	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 ( (ハ) + (ヘ) ) (ト)	619,555	611,960	-	
Tier2資本に係る基礎項目 (4)					
46		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
		Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
		Tier2資本調達手段に係る負債の額	-	-	-
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	-	-
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	413	364	-	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	
47	うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	-	
49	うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-	-	-	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	3,542	57	-	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	81	57	-	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	3,461	-	-	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	3,956	422	-	
Tier2資本に係る調整項目 (5)					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	-	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	-	
54a	少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額	-	-	-	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	-	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	-	-	-	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 ( (チ) - (リ) ) (ヌ)	3,956	422	-	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ( (ト) + (ヌ) ) (ル)	623,511	612,382	-	
リスク・アセット (6)					

60	リスク・アセットの額 (ヲ)	4,524,203	4,301,720	-
連結自己資本比率及び資本バッファ (7)				
61	連結普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))	13.65	14.19	-
62	連結Tier1比率 ((ト) / (ヲ))	13.69	14.22	-
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.78	14.23	-
64	最低連結資本バッファ比率	2.50	1.88	-
65	うち、資本保全バッファ比率	2.50	1.88	-
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率	0.00	0.00	-
67	うち、G-SIB/D-SIBバッファ比率	0.00	0.00	-
68	連結資本バッファ比率	10.50	9.88	-
調整項目に係る参考事項 (8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	55,362	60,897	-
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	6,054	5,250	-
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	-
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	1,845	-	-
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)				
76	一般貸倒引当金の額	81	57	-
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	408	381	-
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	3,461	-	-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	25,741	24,430	-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-	-	-
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	-
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-	-	-
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	-